

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	豊前市後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊前市は、後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療の事務では、高齢者の医療の確保に関する法律第48条に基づき、福岡県内の全ての市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合を設け、市町村が行う事務以外を福岡県後期高齢者医療広域連合で処理している。

評価実施機関名

福岡県豊前市長

公表日

令和4年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)の規定に従い、以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②被保険者の資格の管理に関する申請・届出の受付並びに被保険者証の交付及び返還の受付をする。 ③医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の申請・届出の受付をする。 ④医療給付(高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等)の連携情報を管理する。 ⑤被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行う為、共通宛名情報を管理する。 ⑥保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供する。 ⑦特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑧福岡県後期高齢者医療広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(変更)納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑨徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑩保険料の還付等事務の際、被保険者が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前に登録した公金受取口座へ還付する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納・滞納管理、福岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者資格ファイル、後期高齢者給付ファイル、後期高齢者賦課ファイル、後期高齢者収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一項番59) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第四号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <情報照会の根拠> 82の項 <情報提供の根拠> 83の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊前市総務課 郵便番号828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地 電話0979-82-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊前市総務課 郵便番号828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地 電話0979-82-1111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	I-5 ②所属長	市民課長 西村 礼子	市民課長 井上 由美	事後	
平成29年7月3日	II-1 いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月3日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年7月1日	事後	
平成31年2月5日	I-5 ②所属長の役職名	市民課長 井上 由美	市民課長	事後	
平成31年2月5日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年7月1日	平成31年2月1日	事後	
平成31年2月5日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年7月1日	平成31年2月1日	事後	
令和1年6月24日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年2月1日	令和元年6月1日	事後	最新のしきい値判断による
令和1年6月24日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年2月1日	令和元年6月1日	事後	最新のしきい値判断による
令和4年12月27日	I-1 ②事務の概要		⑩保険料の還付等事務の際、被保険者が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前に登録した公金受取口座へ還付する。	事前	
令和4年12月27日	I-3 法令上の根拠		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第四号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	事前	
令和4年12月27日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年12月27日	I-4 ②法令上の根拠	主務省令 <情報照会の根拠> 未定 <情報提供の根拠> 未定	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条	事前	
令和4年12月27日	II-1 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	最新のしきい値判断による
令和4年12月27日	II-2 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	最新のしきい値判断による